

児童生徒の「食物アレルギー対応」マニュアル
(令和3年度～)

令和3年3月改訂版

日 進 市 教 育 委 員 会

目次

1	食物アレルギーに関する調査票提出から給食開始まで	
(1)	食物アレルギーに関する調査について	1
(2)	「学校生活管理指導表」(アレルギー疾患用)【日進市版】について	1
(3)	「学校生活管理指導表」が提出されてからの流れについて	1
(4)	給食開始までの予定について	2
2	学校給食での対応について	
(1)	アレルギー原因食物を含む食品・料理の配膳について	2
(2)	学校給食の提供が困難な場合について	3
(3)	本市の学校給食における食品等の取り扱いについて	3
3	資料	
(1)	保護者宛て文書	
ア	児童生徒の「食物アレルギー対応」について(在校生用)	5
イ	食物アレルギーに関する調査票(在校生用)	9
ウ	児童の「食物アレルギー対応」について(新小学校1年生用)	10
エ	食物アレルギーに関する調査票(新小学校1年生用)	14
オ	児童生徒の「食物アレルギー対応」について(転入生用)	15
カ	食物アレルギーに関する調査票(転入生用)	19
キ	「学校生活管理指導表」の提出について	20
ク	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)【日進市版】」	21
(2)	医療機関宛て文書	
ア	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)【日進市版】」の作成について	22
イ	児童生徒の「食物アレルギー対応」について	23
ウ	「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)【日進市版】」 記入方法及び記入例	27
(3)	学校給食での対応の際に使用する文書	
ア	学校生活管理指導表【日進市版】における 学校給食での対応についてのフローチャート(学校用)	28
イ	食物アレルギー確認事項	29
ウ	学校給食での対応不可理由一覧	30

1 食物アレルギーに関する調査票提出から給食開始まで

(1) 食物アレルギーに関する調査について

毎年度、各学校において、全児童生徒の保護者を対象として「食物アレルギーに関する調査票」を用いた調査を実施する。

調査票において、「現在、食物アレルギーがある」と回答した保護者には、「食物アレルギーに関する調査票」下部の「食物アレルギー対応申請書」にも記入を求める。調査票及び申請書は全て回収し、学校で保管する。

※ 小学校就学予定者については、就学時健康診断で保護者から直接回収を行うため、押印漏れによる返却の手間を考慮し、自署の場合は押印不要とする。

(2) 「学校生活管理指導表」(アレルギー疾患用)【日進市版】について

ア 「食物アレルギー対応申請書」を提出した保護者には、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」(文書料は保護者負担)の提出を必須とし、全ての食物アレルギーの対応は、「学校生活管理指導表」に基づいて行う。

イ 食物アレルギーの対応は、給食だけでなく、家庭科の調理実習、遠足、宿泊行事等の食べ物を扱う場面及び運動誘発への配慮を含む。

ウ 食物アレルギーは、成長とともに改善されるケースが多いことから、症状に変化がなくても「学校生活管理指導表」は、毎年1回の提出を必須とする。

※ 本市の学校給食では、そば、落花生(ピーナッツ)及びキウイフルーツを使用しないため、この3品目についてのみ食物アレルギーがある場合には、状況に変化が無い限り、入学時のみの提出を可とする。

(3) 「学校生活管理指導表」が提出されてからの流れについて

ア 4月の給食が始まる前までに、担任等が食物アレルギー確認事項に基づき保護者と相談し、対応の詳細を決定する。

イ 学校給食センターから毎月出される「アレルギー対象食品使用献立一覧表」及び「配膳図一覧表」2枚(学校用と家庭用)を保護者に配付する。

● アレルギー対象食品使用献立一覧表

各日の学校給食で出される食品・料理について、特定原材料7品目と特定原材料に準ずる21品目の使用の有無を一覧表にしたもの。

<特定原材料 7品目>

えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)

<特定原材料に準ずる21品目>

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

● 配膳図一覧表

その月に出される学校給食の献立が、図で示されたもの。

ウ 保護者が「アレルギー対象食品使用献立一覧表」でアレルギーの原因食品を含む食品・料理を確認し、「配膳図一覧表」の食べない食品・料理の図に×印をつける。また、献立全てを食べない日がある場合には、その日の配膳図全体に大きく×印をつける。

エ 食べない食品・料理がある日は、家庭からおかず又は弁当の持参等の対応となる。また、代替のおかずを持参する場合は、保護者が「配膳図一覧表」に「**代替**」と記入し、弁当を持参する場合は、「**弁当**」と記入する。

オ 保護者は記入した「配膳図一覧表」の学校用を毎月担任に提出する。担任はその食品・料理が配膳されないように、毎給食時に対象児童生徒とともに確認をする。

※ やむを得ない事情で使用予定の食品・料理の原因食物が変更となる場合には、学校から保護者に連絡する。

(4) 給食開始までの予定について

全児童生徒を対象とした「食物アレルギーに関する調査」を実施。(小学校就学予定者は就学時健康診断通知書に調査票を同封し、就学時健康診断の際に回収。在校生は12月末までの期間で各学校が実施時期を決定。転入生は学校教育課窓口で配付し、転入手続きで学校を訪問する際に回収。)

「食物アレルギー対応申請書」が提出された保護者に対し、「学校生活管理指導表」を配付。(配付及び回収時期は学校判断による。)

保護者から「学校生活管理指導表」が提出されたら、食物アレルギー確認事項に基づき担任等が保護者と相談し、食物アレルギー対応を決定。(給食開始前まで)

※ 年度途中で食物アレルギーと診断された場合は、随時対応する。

※ 食物アレルギーでおかず等を配膳しなかった場合でも、給食費は減額しない。

2 学校給食での対応について

(1) アレルギー原因食物を含む食品・料理の配膳について

次の場合を除き、アレルギー原因食物を含む食品・料理は、原則として一律に配膳しないため、量及び調理方法によって配膳の可否を選択することはできない。

ア 果物・野菜による口腔アレルギーの場合

生の果物・野菜を原因食物とする口腔アレルギーの場合は、多くの原因食物は加熱処理で安全に食べられるようになると考えられるため、加工品(缶詰、ゼリー、ジャム、調味料、カレールー等)の摂取で症状が現れない場合には、生以外の食品・料理については配膳する。

イ 「学校生活管理指導表」上で医師が「管理不要」と記載した場合

I g E抗体検査等で食物アレルギーの陽性反応が出ていても、症状が出る可能性がなく、「学校生活管理指導表」上で医師が学校給食について「管理不要」と記載した場合には、原因食物を含む食品・料理であっても全て配膳する。

ウ 調味料・だし・添加物等において発症しない場合

表1にある原因食品の症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物等において発症しない場合には、これらの調味料・だし・添加物等を含む食品・料理については配膳する。

<表1>

原因食品	症状誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

(2) 学校給食の提供が困難な場合について

次の場合については、安全な学校給食の提供が困難なため、弁当の持参となる。

ア コンタミネーション等により超微量の原因食物でも発症する可能性がある場合

本市の学校給食センターでは、原因食物を含む食品・料理が納入・調理されており、コンタミネーションを回避できないため。

※ コンタミネーションとは、食品を生産するときに、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料が意図せず混入してしまうこと。

イ 調味料・だし・添加物等において発症する可能性がある場合

2(1)の表1で示した調味料・だし・添加物等に含まれる微量の原因食品においても発症する可能性がある場合には、その原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、学校給食を提供することができない。

ウ 加工食品の原材料の欄外の注意喚起表示に対して、医師の除去指示がある場合

<注意喚起表示例>

- ◎ 同一工場、製造ライン使用によるもの
「本製品工場では、〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を生産しています。」
- ◎ 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているシラスは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- ◎ えび、かにを捕食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

エ 多品目の食物除去が必要な場合

オ 食器や調理器具の共有ができない場合

カ 揚げ油の共有ができない場合

キ そのほか上記に類似した状況で学校給食での対応が困難と考えられる場合

(3) 本市の学校給食における食品等の取り扱いについて

ア そば、落花生（ピーナッツ）及びキウイフルーツは使用しない。

- イ 生卵及び生野菜は提供しない。ただし、ミニトマト及び果物（みかん、りんご、オレンジ、メロン、巨峰等）は生で提供する。
- ウ 学校給食センターの調理場で調理する料理については、学校給食衛生管理基準に則して75℃で1分間以上加熱したものを提供する。
- エ 学校給食の主食で提供するパンには、卵を使用していない。

担 当 日進市教育委員会学校教育課指導係
電 話 0561-73-4168
FAX 0561-74-0258